



# 騒音・振動測定

## 騒音に係る環境基準

環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）では、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として環境基準を定めています。

### 1. 騒音に係る環境基準（H24.3.30 環告54号改正）

地域の区分及び類型		道路に面する地域以外の地域			道路に面する地域		特例
		AA	A及びB	C	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	
基準値	昼間	50デシベル以下	55デシベル以下	60デシベル以下	60デシベル以下	65デシベル以下	70デシベル以下 ※45デシベル以下
	夜間	40デシベル以下	45デシベル以下	50デシベル以下	55デシベル以下	60デシベル以下	65デシベル以下 ※40デシベル以下
備考		1 地域の類型 AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A：専ら住居の用に供される地域 B：主として住居の用に供される地域 C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 2 時間の区分 昼間：午前6時から午後10時まで 夜間：午後10時から翌日の午前6時まで 3 ※は屋内へ透過する騒音に係る基準（個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、この基準によることができる） 4 この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。					



## 騒音規制法

「工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資すること」を目的として、1968年に制定された法律（昭和43年法律98号）です。

この法律では、都道府県知事が、工場及び事業場における事業活動や建設工事に伴い発生する騒音を規制する地域を指定し、その指定された地域内において著しい騒音を発生する施設（「特定施設」という）を有する工場・事業場について規制基準を遵守させるための措置を講ずることになっています。一方、指定地域内で著しい騒音を発生する作業（「特定建設作業」という）を伴う建設工事については、あらかじめ市町村長に届出を提出する等の措置が定められています。また、自動車騒音については、環境大臣が自動車騒音の大きさの許容限度を定めることになっています。

### 1. 特定工場等において発生する騒音・振動の規制基準 [敷地境界における基準値]

時間の区分 地域の区分	騒音			振動	
	昼間	朝・夕	夜間	昼間	夜間
	8時～19時	6時～8時 19時～22時	22時～ 翌日の6時	7時～20時	22時～ 翌日の7時
第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	45	40	40	60	55
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	50	45	40	65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50	65	60
工業地域	70	65	60	70	65
工業専用地域	75	75	70	75	70
その他の地域	60	55	50	65	60

単位：デシベル

#### 対象施設

金属加工機械・送風機（及び排風機）・圧縮機・冷凍機・土石用又は鉱物用の破碎機・摩砕機・ふるい及び分級機・織機・建設用資材製造機械・穀物用製粉機・木材加工機械・抄紙機・印刷機械・ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機・合成樹脂射出成形機・鋳造型機・ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン・走行クレーン・洗び機・真空ポンプ

### 2. 特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制基準 [敷地境界における基準値]

規制の種類	地域の区分	騒音 / 振動
基準値	①②③	85 デシベル / 75 デシベル
作業時間	①	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと
	②	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと
1日あたりの作業時間	①	10時間を超えないこと
	②	14時間を超えないこと
作業期間	①②③	連続6日を超えないこと
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと

#### 対象建設作業

くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業・びょう打機を使用する作業・さく岩機を使用する作業・空気圧縮機を使用する作業・コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業・バックホウを使用する作業・トラクターショベルを使用する作業・鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鉄球を使用して解体し、又は破壊する作業・コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業・コンクリートカッターを使用する作業・ロードローラー・振動ローラー又はてん圧機を用いる作業・鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業・舗装版破碎機を使用する作業・ブレーカーを使用する作業

備考 ①地域：ア 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域及び都市計画区域以外の地域  
イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域  
②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く。）  
③地域：工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）

お問合せ・分析のご依頼は…

株式会社 愛研 <http://www.ai-ken.co.jp>

本社 TEL : (052) 771-2717  
FAX : (052) 771-2641  
E-mail : aiken-n@ai-ken.co.jp

半田営業所 TEL : (0569) 28-4738  
FAX : (0569) 28-4749  
E-mail : aiken-handa@ai-ken.co.jp